

平成30年8月6日

平成30年7月豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成30年7月豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体

広島県 三次市、庄原市

2 繰上げ交付額

広島県 三次市	945百万円
庄原市	875百万円
合 計	<u>1,820百万円</u>

3 日程

平成30年8月6日(月) 交付決定
平成30年8月7日(火) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 五月女、眞貝、高口
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(参考)

平成30年7月豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

【単位:百万円】

都道府県名	繰上げ交付 団体名	繰上げ 交付額
岐阜県	高山市	865
	飛騨市	498
	郡上市	823
小計	3市	2,186
京都府	福知山市	689
	舞鶴市	330
	綾部市	289
	宮津市	215
	京丹後市	944
小計	5市	2,467
兵庫県	姫路市	881
	豊岡市	1,133
	西脇市	401
	篠山市	501
	養父市	628
	丹波市	794
	朝来市	521
	宍粟市	639
	たつの市	581
	多可町	342
	市川町	140
	神河町	191
	上郡町	130
	佐用町	395
	香美町	429
小計	9市6町	7,706
鳥取県	智頭町	184
小計	1町	184
島根県	江津市	378
	川本町	125
小計	1市1町	503
岡山県	岡山市	2,169
	倉敷市	877
	笠岡市	341
	井原市	474
	総社市	396
	高梁市	626
	新見市	776
	赤磐市	447
	矢掛町	187
	鏡野町	326
小計	8市2町	6,619

都道府県名	繰上げ交付 団体名	繰上げ 交付額
広島県	広島市	3,054
	呉市	1,365
	竹原市	157
	三原市	692
	尾道市	952
	福山市	1,094
	府中市	384
	三次市	945
	庄原市	875
	東広島市	517
	江田島市	431
	府中町	24
	海田町	71
熊野町	147	
坂町	45	
小計	11市4町	10,753
山口県	岩国市	924
小計	1市	924
愛媛県	今治市	1,362
	宇和島市	1,132
	八幡浜市	485
	大洲市	621
	西予市	797
	松野町	116
	鬼北町	236
小計	5市2町	4,749
高知県	宿毛市	272
	香南市	480
	本山町	126
小計	2市1町	878
福岡県	飯塚市	1,036
小計	1市	1,036
合計※	46市17町	38,005

※7月17日(火)繰上げ交付分:
58団体(42市16町) 34,651百万円
岐阜県3団体、京都府5団体、兵庫県15団体、
鳥取県1団体、島根県1団体、岡山県10団体、
広島県13団体、愛媛県6団体、高知県3団体、
福岡県1団体

7月23日(月)繰上げ交付分:
1団体(1市) 924百万円
山口県1団体

7月26日(木)繰上げ交付分:
1団体(1町) 125百万円
島根県1団体

8月1日(水)繰上げ交付分:
1団体(1市) 485百万円
愛媛県1団体

8月7日(火)繰上げ交付分:
2団体(2市) 1,820百万円
広島県2団体